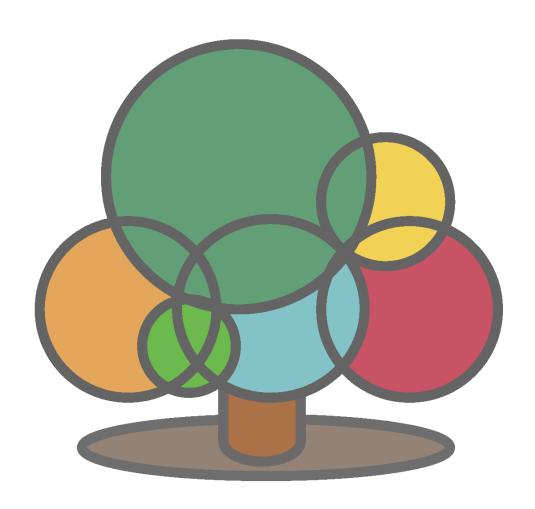
生活の手引き



豊橋市立くすのき特別支援学校

所在地 〒441-8124 愛知県豊橋市野依町字上ノ山3番地の2

連絡先 TEL (0532) 29-7660

FAX (0532) 25-1007

1 服装等について

(1) 制服(登下校、学校行事、校外学習時に着用します)

[中学部、高等部]

本校指定のものを着用してください。

- ・衣替えについては、そのときの気候により御家庭において、柔軟に対応してください。
- シャツのボタンは全て留め、裾はズボン、スカートに入れてください。
- スカート丈はひざ丈までとします。
- ・制服、体操服下、冬服下のパーカーの着用は禁止とします。

「小学部】

本校指定はありません。動きやすい服装にしてください。

(2) 体操服

各部とも原則として本校指定のものを着用してください。部ごとに色が分かれています。

(3)帽子

本校指定はありませんが、体育などで使用しますので以下のものを用意してください。

- ・小学部・・・・赤白帽子を体育などで使用します。
- ・中学部、高等部 ・・・白色のキャップを使用します。
- (4) 履き物

本校指定はありません。

- ・上靴(小学部1、2年生は体育の授業でも使用するので運動しやすいもの。)
- ・外靴(通学用を体育等でも使用します。)
- ・体育館シューズ (小学部3年生から使用します。)
- (5) ウィンドブレーカー(中学部、高等部)

|本校指定はありません。|

- ・体育の授業や部活動等で防寒として使用します。活動に適したものを御用意ください。
- ・安全面から、フード付きは禁止とします。フードを襟に収納したり取り外したりできるものが望ましいです。
- (6) 登下校時の防寒具

本校指定はありません。

・コート、ジャンパー、手袋等・・・・必要に応じて着用してもよいです。

(7) 水着

本校指定はありません。

- ・水着・・・・着脱しやすいもの。
- 水泳帽子
- ラッシュガード・・・着用可。フード付きは禁止とします。

2 持ち物について

持ち物、衣服には必ず名前を書いてください。 スクールバス利用者は、かばんの見やすい位置に大きく記名をお願いします。

(1) かばん

本校指定はありません。

荷物を一つにまとめられるように、大きめのかばんを用意してください。

- (2) 生徒確認カード ※自力通学生(中学部・高等部)と高等部の希望者のみ発行 登下校中は、裏面の連絡カードが表に見えるように定期入れに入れるなどして、常時携帯してくだ さい。 ※万が一、紛失した場合は再発行をするので速やかに担任まで申し出ください。
- (3) 給食用配膳エプロン(中学部、高等部)

給食の配膳準備としてエプロン、マスク、帽子を着用します。必要な場合は担任から連絡します。 実態に応じて、簡単に着られるものでお願いします。なお、調理実習でも使用することがあります。

- ・エプロン…なるべく白色(かっぽう着でも可。サロンエプロンは不可。)
- ・帽子 …頭を覆えるもの、三角巾、バンダナ等・マ
- ・給食袋 …エプロン、帽子、マスクを入れるもの

(4) 貴重品類 (中学部、高等部)

必要のない金銭は持たせないようにしてください。自力通学生の通学定期、腕時計、財布、携帯電話等は登校後、担任が保管します。

(5) その他

- 学校生活に必要のない物は持たせないでください。
- 携帯電話の持ち込みは自力通学生に限り可能です。持ち込む際は、担任に相談してください。
- ・服装、持ち物について、上記の内容と異なる場合は担任に相談してください。

3 身だしなみについて

- ・化粧、染髪(特別な理由がある場合を除く)、パーマ、アクセサリー(ブレスレット、ピアス、指輪 など)は認めません。
- ・清潔な体や服装を心がけるようにしましょう。

4 登下校及び日程表について

- (1) 登校について
 - 午前8時30分から午前8時55分までに登校してください。
 - ・欠席・遅刻連絡は、午前7時30分から午前8時30分までにお願いします。
 - ・ 高等部産業科の朝の体力づくり実施日は午前8時までに登校してください。

(2) 下校について

- ・下校時刻は午後3時です。
- ・小学部1年生の毎日と小学部2~6年生の5時間授業日の下校時刻は、午後1時55分です。
- ・高等部部活動実施日の参加者の下校時刻は午後4時です。

5 自力通学について

(1) 手続き

自力通学をする場合には学校の承認が必要です。担任との相談の後、次の①から④の手続きをお願いします。なお、産業科の生徒は自力通学が基本となります。

[自力通学手続きの流れ]

①必要書類の提出

・自力通学経路票 (様式1)・自力通学届 (様式2)・自力通学の実態チェック表 (様式3)・自転車通学届 (様式4)

・通学経路図 (様式5)・自転車点検表 (様式6)

• 携帯電話使用届 (様式7)

②保護者指導期間

・担任を通じて保護者指導計画を策定し、保護者の付き添いによる指導期間を設定します。本人、保護者ともに安心して登校できるようになったところで校内にて検討を行い、次の段階にすすみます。目安を2週間あるいは、10日間の付き添い指導をお願いします。

③試行期間

・自力通学ができるかどうかの安全確認期間とします。目安を1週間とし、最終 日に本校職員による付き添い指導(可否チェック)を実施します。

4)承認

・試行後、校内で検討し、承認または不承認を決定します。

(2) お願い

- ・災害等非常事態に備えて、自力通学経路沿いの指定避難所やこども 110 番の家、避難できる店舗等を確認しておいてください。
- ・自転車通学生は、自転車運転中の事故や損害賠償に対応できる保険への加入を必ずしてください。
- ・自転車通学生は、必ずヘルメットを着用してください。